

事務連絡
令和6年3月22日

事業所代表者 各位

小金井市福祉保健部
介護福祉課長 松井 玉恵
(公印省略)

令和6年度介護職員処遇改善加算等の届出について（依頼）

日頃より市政にご理解・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

標記の件について、令和6年度において介護職員処遇改善加算を算定される事業所におかれましては、下記のとおり計画書等のご提出をお願いいたします。

記

1 提出書類 【①or②or③】 + 【⑥or⑦】 ※④⑤⑧⑨は必要に応じて提出

	書類の種類	提出が必要となる場合
①	処遇改善計画書（別紙様式2）	②③以外の場合
②	処遇改善計画書（別紙様式6）	令和5年度に加算を算定しており、同一法人内の事業所数が10以下の場合
③	処遇改善計画書（別紙様式7）	令和5年度に加算を算定しておらず、令和6年6月以降、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合
④	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（令和6年4月・5月分）	地域密着型サービスにおいて、令和6年度から加算を新規算定または変更する場合
⑤	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（令和6年4月・5月分）	総合事業において、令和6年度から加算を新規算定または変更する場合
⑥	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（令和6年6月以降分）	地域密着型サービスの場合

⑦	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（令和6年6月以降分）	総合事業の場合
⑧	変更届出書（別紙様式4）	提出済の処遇改善計画書に変更があった場合のみ
⑨	特別な事情に係る届出書（別紙様式5）	事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合のみ

2 提出期限

- (1) 処遇改善計画書（①②③）、その他必要に応じて提出するもの（④⑤⑧⑨）
⇒ 令和6年4月15日（月）
- (2) 令和6年6月以降の体制等に関する届出書（⑥⑦）
⇒ 令和6年5月15日（水）

3 その他

- (1) 東京都指定の事業（通所介護、訪問介護等）も実施している法人の場合は、都への申請も必要です。この場合、計画書については、「提出先」を「小金井市」に変更し、都に提出したものと同一ものを小金井市へご提出ください。体制等届出書については、サービスごとにそれぞれご提出ください。
- (2) 総合事業と地域密着型サービスなどを複数実施している法人の場合、計画書の提出は1部のみで結構ですが、体制等に関する届出書については、サービスごとにそれぞれご提出ください。
- (3) 処遇改善計画書を年度中に変更する場合は、変更する月の15日までご提出ください。

4 提出・問合せ先

小金井市介護福祉課介護保険係

電話：042-387-9822 メール：s050301@koganei-shi.jp